



①都道府県	②市町村名	(3) ①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）							(4) カの内容	(5) (1) ③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）								(6) (1) ③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					(7) (6) オの内容	(8) (1) ③でアを選択した場合、入学 前支給後の転居等、入学時に支給対象外と なった際の対応（1つ選択）			(9) (8) ウの内容	(10) (1) ③でアを選択した場合、二重支給や支給漏れ 防止のための望ましい対応					
		ア、自治体 HPに掲載	イ、就学時 健康診断 の際に案内を 配布	ウ、域内の 幼稚園や保 育所で案内 を配布	エ、域内の 小中学校で 案内を配布 （兄弟姉妹 がいる可能 性があるた め）	オ、民生委 員やスク ールワー ーカー 等からの案 内の配布	カ、その他			ア、 8月以 前	イ、 9月	ウ、 10月	エ、 11月	オ、 12月	カ、 1月	キ、 2月	ク、 3月	ケ、 4月初 旬 （入学 式前）  ※追加	ア、予算確 保が困難	イ、規則改 正などの内 部手続きに 時間がかか る。	ウ、認定回 数が増える などの事務 業務量が増 加する。	エ、支給後 の転居など により、二 重支給や支 給漏れが発 生する恐れ がある。		オ、その他	ア、支給者に対 し、支給額の返 還を求める。	イ、返還は求め ず、転居先の市 町村に対して、 （9）に記入してくだ さい。） ウ、その他（内 容を7、（9） に記入してくだ さい。）							
83	83	18	8	26	7	0	20	20							1	22	35	0	3	5	5	8	4	4		32	16	10	10	58			
長野県	長野市																														転入者の新規申請があった場合、まずは保護者や前住居地の自治体に確認することが重要であると思うが、自治体によって対応が異なっている状況であるので、国が何らかの方針を通知することが望ましいと考える。		
長野県	松本市																														特になし		
長野県	上田市																														・転出の予定がある場合は申請を行わないよう周知する。 ・また転入があった場合は市町村間で連絡を取り支給の有無を確認する。		
長野県	岡谷市	○						各家庭に配布																							他市町村との連携を密にする。		
長野県	飯田市		○																												市町村ごと対応に差があり、二重支給等の可能性が高まるため、統一した対応を示すことが望ましいと考える。		
長野県	諏訪市			○																											他市町村との連携を密にする。		
長野県	須坂市	○		○																											転出の場合は、転出先の市町村で手続きをしようご案内をし、転入の場合は転入前の市町村に確認をとる。		
長野県	小諸市						○	各小学校で開催される来入児保護者説明会において、担当職員が内容を説明している。																							・申請書確認。 ・3月末から4月上旬にかけて、住民移動の確認。		
長野県	伊那市	○		○																											・転出予定の有無を確実に聞き取り、入学時に支給対象外とならないようにする。 ・また、新年度7月支給時に転入前の市町村に聞き取りを行い、支給の有無について確認を行う。		
長野県	駒ヶ根市		○																													・転出入先の教育委員会同士、情報交換をしっかりと行うこと。 ・自市町村の場合は、転出者には特に注意すること。	
長野県	中野市						○	入学通知書に案内を同封し全保護者へ送付																							二重支給や支給漏れは好ましいことではないが、やむを得ないと考えている。		
長野県	大田市						○	各学校から保護者に送付する来入児1日入学の案内通知に就学援助の案内を同封																								・就学援助の申請が提出された時点で、転入前市町村と連絡を取ることとしているが、担当者に委ねられた事務のため、二重支給になってしまう懸念はある。 ・本来の制度としては、入学後支給であるべきと考えているため、全市町村統一で入学前支給にしたい。	
長野県	飯山市	○					○	入学通知書に案内を同封し、配布																								保護者への通知と転入の把握を徹底する	
長野県	茅野市			○																												市町村間の連携	
長野県	塩尻市	○					○	就学指定校等通知書に同封																								保護者への周知	
長野県	佐久市	○	○	○	○		○	小学校での入学説明会の際に案内を配布																								保護者への通知及び転出先の自治体への連絡	
長野県	千曲市						○	入学予定者の保護者へ通知送付																								市町村ごと対応に差があり、二重支給等の可能性が高まると考えられるため、住民異動の確認方法等、統一した対応を示すことが望ましい。	
長野県	東御市	○					○	域内の小学校で行われる来入児保護者会で案内を配布																								・転出予定者は申請できないことを保護者あての案内に記載。 ・学校で転出予定者を把握した場合は、直ちに教育委員会に連絡を入れるよう依頼し、転出してしまいう前に支給額の返還を求める。	
長野県	安曇野市	○		○																												市町村でのルールが違いため、県なりで統一したルールがあれば二重支給や支給漏れは防げるのではないかと考える。	
長野県	小海町																							○								認定には税の確定等が必要なため入学前の支給は難しい。	
長野県	川上村																															認定には税の確定等が必要なため入学前の支給は難しい。	
長野県	南牧村			○																												現況把握の徹底	
長野県	南相木村																																
長野県	北相木村																																
長野県	佐久穂町						○	入学説明会時に案内を配布																									支給時に就学決定通知を交付した児童生徒なのかを確認し、確実に入学することが決定している方に支給するようにする。







①都道府県	②市町村名	③ ①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）						④ カの内容	⑤（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）							⑥（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					⑦（６）オの内容	⑧（１）①③でアを選択した場合、入学 前支給後の転居等、入学時に支給対象外と なった際の対応（1つ選択）			⑨（８）ウの内容	⑩（１）①③でアを選択した場合、二重支給や支給漏れ 防止のための望ましい対応		
		ア、自治体の広報誌やHPに掲載	イ、就学時の健康診断の際に案内を配布	ウ、域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ、域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性のあるため）	オ、民生委員やスクールワーカー等からの案内の配布	カ、その他		ア、9月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前） ※追加	ア、予算確保が困難	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ、認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。		エ、支給後の転居などにより、二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ、その他	ア、受給者に対し、支給額の返還を求める。			イ、返還は求めず、転居先の市町村に対して、支給済みであることを連絡する。	ウ、その他（内容を7、（9）に記入してください。）
		○	○	○	○	○	○																					
長野県	白馬村						○	入学通知に同封して全保護者に教育委員会から配布。																				特になし
長野県	小谷村	○		○	○									○									○					各部署との連携、情報の共有
長野県	坂城町	○	○										○										○					特になし
長野県	小布施町															○	○	○	○									
長野県	高山村																											
長野県	山ノ内町																											
長野県	木島平村																		○									
長野県	野沢温泉村			○										○									○					学校及び各課担当との情報共有
長野県	信濃町				○									○									○					・転出の場合は、転居先市町村に必ず連絡をする。 ・また、転入の場合は転入前の市町村に確認をとる。
長野県	小川村																											
長野県	飯綱町			○									○										○					個人情報保護上問題がなければ、就学援助費支給の際に、転入前の市町村に入学前支給の有無を電話または文書で確認する。
長野県	栄村													○														
長野県	上田市長和町中学校組合						○	※構成市町村によって異なる。																○			○	※構成市町村によって異なる。
長野県	辰野町塩尻市小学校組合			○										○									○					・転出の場合は、転居先市町村に必ず連絡をする。 ・また、転入の場合は転入前の市町村に確認をとる。
長野県	麻績村筑北村学校組合													○										○				新入学児童生徒学用品費についての支給のみであるため、基本的には（イ）になると思われるが、事例が無いため、どのような対応になるか明記できない。 学校組合であるため、基本的には各村での対応
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合																								○			設定には税の確定等が必要のため入学前の支給は難しい。
長野県	塩尻市辰野町中学校組合													○									○					保護者への周知
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合													○									○					特になし